

「能登半島地震からの復興に向けた観光再生支援事業」
公募要領（２次公募）

令和８年９月８日
観光庁観光産業課

1 事業の趣旨

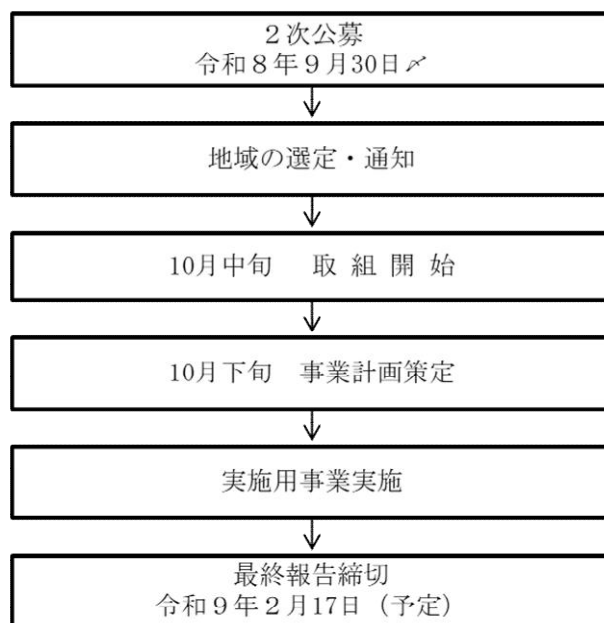
令和６年１月の能登半島地震で被害を受けた観光地全体の復興のためには、施設の復旧・事業継続等の措置に合わせて、観光施設・宿泊施設等を含め、地域で一体となった観光戦略の再構築・地域の魅力向上のための取組が必要です。

このため、本事業の令和８年度事業の二次公募においては、自治体、関係団体や個別事業者が一体となった復旧・復興計画の作成の取組を公募し、専門家の派遣などによる支援を行います。

2 事業の実施期間

選定後（令和８年１０月）より令和９年２月１７日（予定）までとします。

《参考》事業の流れ



3 本事業の内容及び募集する提案

(1) 申請主体

申請主体は、令和６年能登半島地震において特に被害の大きかった地域（石川県輪島市、七尾市、珠洲市、能登町、志賀町、穴水町。以下３市３町という。）の、宿泊施設をはじめとした観光事業者が参画する団体や地域の各種団体（DMO、観光協会等が参画するもの）又は地方公共団体、民間事業者とします。

（２） 本事業の対象となる取組

令和６年１月の能登半島地震で被害を受けた観光地全体の復興のためには、自治体、関係団体（宿泊施設をはじめとした観光事業者が参画する団体など）や個別事業者が一体となった復旧・復興計画の作成等の取組を公募し、支援を行います。具体的には以下の通りです。

① 観光地・観光事業者の復旧・復興計画の作成などの支援

- ・自治体、関係団体など地域一体となった計画の作成・改定の支援。
- ・営業を再開している・再開予定の宿泊施設が、事業を継続することが可能とするための経営計画の作成・改定の支援 等

② 専門家派遣

専門家派遣を通じた①の取組の支援

令和８年１０月中を目途とした本事業の実施計画の策定を必須とし、進捗状況を事務局に定期的に報告してください。（事業期間中、少なくとも毎月一回以上は進捗状況を報告ください。）特段の事情なく報告がない場合、本事業の取組を打ち切る可能性もありますのでご注意ください。

上記の他、必要に応じて、観光庁又は事務局より取組に関する報告や報告書の提出を求めることがあります。また、本事業終了後についても、観光庁が進捗報告をお願いするほか、必要に応じて取組状況を伺う場合がありますので、ご協力をお願いします。

本事業について観光庁が国内外に情報発信する際には、資料の提供やヒアリング、メディアからの取材対応にご協力いただきますようお願いいたします。

観光庁は、報告書や報告会における発表内容の一部又は全部をホームページ等で公表させていただく場合があります。

４ 支出対象経費

（１） 支援対象となる経費

事業の趣旨に添い、選定された事業の実施に必要不可欠であり、かつ、観光庁からの調査委託費として措置できるものに限り経費として支援いたします。必要性が認められないものは対象外となりますので疑義がある場合などは事務局に事前にご相談ください。

（２） 費用負担経費の区分

① 観光地・観光事業者の復旧・復興計画の作成などの支援

- ・復旧・復興計画等の作成・改正などに向けたマーケティング、現状分析、課題整理に係わる調査費
- ・復旧・復興計画等の作成・改正などを行うために必要な経費

<具体例>

研修・会議開催に関わる経費、謝金、必要となる機械器具等のリース・レンタルに要する経費、補助員（アルバイト等）に係わる経費、事業で使用するパンフレット・

リーフレット、研修配布資料、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費、事業に係わるホームページ等の作成経費

- ・その他

必要な消耗品の購入等、観光庁が認めるもの（単価が10万円未満で観光地・すでに営業を再開している観光事業者の経営高度化支援に限り使用する物品とする）

- ② 専門家派遣にかかる経費

- ・①の取組に対して専門家を派遣するために必要な経費

- (3) 直接経費として計上できない経費

- ・本事業に直接関係のない経費
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・建屋の建築経費、増改築等に係わる施設整備費等
- ・国、地方公共団体等により別途、補助金、支援金、委託費等が支給されているもの、又は、支給を予定されているもの（二重の支給は認められない。）
- ・実施主体における経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費及び通信料等）
- ・ノベルティ等の作成及び購入費
- ・情報発信・プロモーション費用
- ・誘客コンテンツ造成費用
- ・工作物等の工事請負費
- ・本事業の対象案件として選定される前の経費

- (4) 支出対象経費の規模

- ① 支出対象経費の規模

支出対象経費の上限は、3,000万円とします。選定件数や提案内容に応じて金額を決定します。

- ② 支出対象経費の申請金額

(ア) 提案者は、提案の申請時に様式2の費用概算積算書を記入し、希望額を算出のうえ申請してください。

(イ) 提案内容の評価の結果等により、金額を調整することとします。採択された際に申請時の金額から減額される場合もございますので、あらかじめご了承ください。

- ③ 支出対象経費の支出

観光地等で実施する事業に関わる費用のうち支出対象経費について、提案者からの申請の都度又は令和9年2月17日まで、支出額及び内容について厳格に審査した上で本業務経費から支出を行い精算することとします。支出が適当でないと判断される場合には支払いの対象外となる可能性がある点に留意してください。また、当初計画より内容の変更などが発生する場合は必ず観光庁・事務局に事前に説明し承認を経てから変更などを実施してください。

※申請主体（各種団体においてはその代表企業等）は、経費の執行にかかる全ての責任

を負うこととなり、事業経費の適正な処理や本事業を遂行する等の義務が生じます。

5 選定

(1) 選定方法

次項「(2) 選定基準」に基づいて総合的に評価を行った上で選定を行います。

なお、募集期間締め切り後に、必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。

(2) 選定基準

本事業の目的や要件に沿っていることを前提とした上で、次のような観点等から選定します。

- ① 事業の実施に当たっての体制
- ② 災害からの復興に向けこれまでの取組状況
- ③ 復旧・復興に向けた事業の具体性（将来のビジョン）
- ④ 被災事業者の収益力向上の見込み
- ⑤ 本事業終了後における継続性

選定に際しては、申請内容、対象地域に応じて、例えば同じ地域での取り組みは1つの申請内容にまとめるなど調整させていただく場合があります。

(3) 選定結果の決定及び通知

選定する申請者が決定した後、速やかに観光庁のホームページ等で選定結果を公表するとともに、選定された申請者に限り通知します。

6 提出

(1) 募集期間

令和8年9月8日（火）～ 令和8年9月30日（水）17：00必着

(2) 提出書類

様式については、観光庁ホームページから様式ファイルをダウンロードしてください。

① 様式1 申請書（MS-Excel 形式）

様式に従い、観光地の現状や参画する関係者、想定される取組等について記載してください。

② 様式2 概算費用積算書（MS-Excel 形式）

想定される取組について、項目ごとに概算費用を記載してください。

※選定後に内容を精査して変更することがあります。

③ 様式3 事業概要（Power-Point 形式）

想定される取組の概要を記載してください。

④ 様式4 業務実施スケジュール（Power-Point 形式）

想定される取組について、スケジュールを記載してください。

⑤ その他参考資料（様式自由）

様式 1 に記載した地域や個別施設の現状の根拠を示すデータや参考資料を添付してください。

(3) 提出先

以下の提出先に、メールで送付してください。

「能登半島地震からの復興に向けた観光再生支援事業」事務局（株式会社JTB霞が関事業部）
E-mail : kanko-saisei#jtb.com（#を@に置き換えてください。）

電話番号：03-6737-9261

【提出における留意事項】

申請書提出の際、必ずメールの件名の冒頭を「(団体名)【観光再生支援】」としてください。

(4) その他

- ・提出した書類に虚偽の記載を行った場合は、当該書類を無効とします。
- ・必要書類の作成にかかる費用は提出者の負担とします。
- ・「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）において、行政機関が取得した文章について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- ・採択された事業について、提出された書類の一部を公表させていただく場合がございます。
- ・手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

7 問い合わせ

- ・支出対象経費など、申請事項について質問がございましたら事務局へご連絡をお願いします。問い合わせ先は「6. 提出」に記載の提出先と同様です。メールを送付する際は、必ずメールの件名の冒頭を「(団体名)【要件（問合せや申請等）：観光再生支援】」としてください。
- ・申請に当たって事業内容等をご相談されたい場合は、国土交通省北陸信越運輸局観光部国際観光課へご連絡をお願いします。

E-mail : hrt-kokusai01#ki.mlit.go.jp（#を@に置き換えてください。）

電話番号：025-285-9181

以上